

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

1月27日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

新春元氣が出るセミナー

日時: 2014年2月4日(火)
13:30~16:30(開場13:00~)

講師: 第1部
税理士法人 SBC パートナーズ
代表社員 柴田 昇

第2部
株式会社イエローハット創業者
「日本を美しくする会」相談役
特別講師 鍵山 秀三郎 氏

対象: 経営者・幹部役員・資産家

定員: 100名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。
弊社顧問契約先 無料

会場: 産業創造館 6階 会議室E
地下鉄堺筋線・中央線
堺筋本町駅 徒歩6分

問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
TEL 06-6315-1819
(担当: 宮阪・横山)

Scope

国外財産調書制度

その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を保有する居住者(非永住者を除きます)は、「国外財産調書」を所得税の提出期限である翌年3月31日までに税務署長に提出しなければならないという制度が「国外財産調書制度」です。従って、これまで所得税の確定申告が必要でなかった方でも、海外に株式や土地などを保有している場合には、この「国外財産調書」を提出しなければならないケースが生じます。

注目の国外財産調書制度がスタート! 国税庁はFAQ公表で周知図る

平成24年度税制改正で導入された国外財産調書制度がスタートした。平成25年12月31日時点で合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する居住者(非永住者は除く)は、所得税の確定申告書の提出期限である平成26年3月17日までに、その国外財産について、種類、数量、価額等の必要事項を記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出する必要がある。

このため、国税庁では「国外財産調書の提出制度(FAQ)」を同庁のwebサイトに公表し、制度の周知を図っている。

国外財産の価額は、その年12月31日における「時価」によるとされ、「時価」に準ずるものとして「見積価額」も認められる。

この国外財産の「時価」とは、その年の12月31日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額については、国外財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格等とされる。

また、「見積価額」は、その国外財産の種類等に応じ、

- ①事業所得の起因となる棚卸資産は、その年12月31日における「棚卸資産の評価額」
- ②不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産は、その年12月31日における「減価償却資産の償却後の価額」
- ③上記①及び②以外の財産は、その年12月31日における「国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」

とされている。

公表されたFAQでは、納税者の事務負担を軽減するため、時価等だけでなく、財産評価基本通達に定める方法により評価した価額を記載することも認められることが明らかにされている。

FAQでは、このほか保険や定期金、ストックオプション、信託などの価額の算定方法など34のQ&Aにより法令や調書通達の内容が解説されている。